平成２１年（フ）第１７４２号
北海道千歳市信濃２丁目25番18号
債務者　清野　秀利（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６１８号
北海道江別市東光町10番地の15
債務者　奥村　和恵
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７３３号
札幌市豊平区豊平１条３丁目１番33―206号
債務者　今井　佳奈（旧姓若山）
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８２９号
札幌市手稲区手稲本町３条２丁目１番14号
メゾン32―101号
債務者　千葉　寧亮
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８５６号
札幌市手稲区新発寒５条２丁目２番２―307号
債務者　白木　　進
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９８８号
札幌市豊平区中の島１条４丁目６番15号　幸和マンション10号
債務者　木多　禮子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８７号
宮城県栗原市花山字草木沢原井田４番地１
債務者　後藤　久美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
宮城県大崎市鹿島台平渡字中里23番地２　かすみ荘201号、従前の住所宮城県大崎市三本木新町２丁目19番10号　ニュータウンヒルズアザレア103号
債務者　鈴木　新次
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２９２号
群馬県高崎市下斎田町547番地
債務者　三浦　正敏
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２９３号
群馬県高崎市下斎田町547番地
債務者　三浦　鐘子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３５２号
群馬県高崎市上並榎町４番地２　レジデンスＹＳ306号
債務者　小堺　正博
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４８２号
埼玉県狭山市大字南入曽114番地の20
債務者　古澤　裕治
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５１２号
埼玉県所沢市東狭山ヶ丘６丁目2800番地の19
債務者　渡邊　　瞳
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５３０号
埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘298番地５　村上方
債務者　助川　秋男
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５８８号
川崎市中原区上丸子八幡町1478番地　美竹荘203
債務者　諸澤　博敦
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４４４号
新潟県新潟市北区松浜５丁目９番地１　市営住宅はまゆう524号
債務者　安岡　光江
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３２７号
愛知県愛西市須依町寅新田208番地　スペリア佐屋517号
債務者　坂本　俊輔
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部